

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項目名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税目	法人税（法人税法第82条～第82条の10、150条の3） 地方法人税（地方法人税法第24条の2～第24条の8）		
要望の内容	<p>経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応として、2021年10月、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年10月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。今後は、多数国間条約の署名や国際的な発効目標も踏まえて、多数国間条約等の規定を国内法制化することが想定される。その際には、OECDでの議論状況や諸外国の動向を踏まえながら、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、各国で法制化作業及び制度の実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が行われるとともに、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。</p> <p>令和7年度以降の税制改正における軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化を含め、グローバル・ミニマム課税の実施細目に係る更なる法制化を踏まえ、日本企業の事務負担軽減のため、国際ルールに合わせた制度の簡素化・明確化等を行う。</p>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（－	百万円）
	（改正増減収額）	（－	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応した措置を講ずるため、2021年10月、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。</p> <p>市場国への新たな課税権の配分については、2023年10月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。</p> <p>グローバル・ミニマム課税については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECDにより発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024年4月より適用が開始された。</p> <p>今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、グローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化や改正作業を踏まえ、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業の過度な事務負担とならないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>OECD/G20を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本企業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものである。特にグローバル・ミニマム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。</p>		
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>2. 対外経済関係の円滑な発展</p>
<p>合理性</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善</p>	
<p>合理性</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>—</p>	
<p>合理性</p>	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>—</p>	
<p>合理性</p>	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>—</p>	
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。</p>	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフットイング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の 要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
	上記の予算上の措置等 と要望項目との関係	—
	要望の措置の 妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化やグローバル・ミニマム課税の更なる国内法制化を踏まえ、日本企業への過度な負担とならないよう、国際ルールに合わせて制度の簡素化や明確化を行うとともに、既存制度との関係に配慮することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の 適用実績	—
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措置の適用による 効果 (手段としての 有効性)	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの達成度 及び目標に達していない 場合の理由	—

これまでの 要望経緯	令和5年度 新設 (グローバル・ミニマム課税の導入) 令和6年度 拡充 (グローバル・ミニマム課税の改正)
---------------	--